インフルエンサー招聘観光情報発信業務委託公募型提案審査（プロポーザル）質問及び回答

No	資料名称	項目	質問内容	回答
1	実施要領	3 (7)	自治体からの受託の実績があるかどうか、これは絶対的な必須条件なのか	参加資格として、国、都道府県、市町村、一般社団法人又は独立行政法人等からのインフルエンサー招聘事業の実績を有していることは必須です。
2	実施要領	3 参加資格条件	実績要件について、観光協会やDMO等（一般社団法人）から受託したインフルエンサー招聘事業も対象となりますか。	対象となります。
3	実施要領	3 参加資格条件	実績要件について、日本国外の自治体・政府観光局等から受託したメディア・インフルエンサー招聘事業も対象となりますか。	対象となります。
4	実施要領/様式	3 (7)	「地方自治体等」（様式第２号では「国、都道府県、市町村、一般社団法人東北観光推進機構又は独立行政法人等」）に、観光協会・DMO・実行委員会は含まれますか。	対象となります。
5	実施要領	3 (7)	「国又は地方自治体等から受託して実施した実績」について、国・地方自治体・DMO等が発注した事業を、元請事業者からの再委託（下請）として実施した実績も該当しますか。	対象となります。再委託による実績を記載する場合は、その旨を様式第６号「類似業務実績書」に明記するとともに、業務内容及び元請事業者との役割分担を具体的に記載してください。なお、必要に応じて実績内容を確認するための資料提出（証憑）を求める場合があります。
6	実施要領	3 (7)	直近5年間のインフルエンサー招聘事業の実績について、国または地方自治体等からの直接受託に限らず、再委託として実施した案件も対象となりますでしょうか。	
7	実施要領	3 (7)参加資格	国・自治体等を最終発注者とするインフルエンサー招聘事業について、元請事業者から再委託を受け、選定・招聘・現地調整・情報発信等を実施した場合、応募法人の受託実績として認められますか。認められる場合、元請契約書や実施証明書など、必要な証憑もご教示ください。	
8	実施要領	3 (7)参加資格	当該実績は、参加表明時点で業務が完了したものに限りますか。それとも、契約済みでインフルエンサー招聘等を既に実施したものの、事業全体としては履行中の案件も対象になりますか。	参加表明時点において、インフルエンサー招聘業務の実施実績が確認できる案件であれば、事業全体が履行中であっても実績として記載することができます。なお、その旨を様式第６号「類似業務実績書」に明記するとともに、履行中の経過を詳細に記載してください。
9	実施要領	3 (7)	自社に該当する受託実績がない場合、実績を有する協力会社との共同実施によって参加資格を満たすことは可能でしょうか。また、共同企業体での参加は認められますでしょうか。	共同企業体による参加は認めません。
10	実施要領	3 参加資格条件	共同企業体（コンソーシアム）での応募は可能ですか。	
11	実施要領	3 (7)参加資格	応募法人が単独では同項の実績を有しない場合、実績を有する法人との共同企業体等による応募は可能でしょうか。可能な場合、代表構成員・構成員それぞれに求められる資格と実績、必要書類をご教示ください。	
12	実施要領	3 参加資格条件	日本国内に事業所を持たない海外法人（香港法人）も参加できますか。	本プロポーザルは、実施要領に定める参加資格要件及び提出書類を満たす法人を対象としています。海外法人については、当該要件への適合が困難であることから、参加対象として想定していません。
13	実施要領	3 参加資格条件	海外法人が参加する場合、誓約事項(5)の納税要件はどのように確認されますか。	
14	実施要領	7 企画提案書の提出	企画提案書を電子メールで提出することは可能ですか。	実施要領に記載のとおり、企画提案書は郵送又は持参により紙媒体を提出してください。
15	実施要領	7 (3)オ 見積書	委託料の対象外となる経費や、見積書への計上が認められない経費があればご教示ください。	本業務との関連性が不明確な経費については対象外とし、判断が難しい場合は発注者と受注者の協議により決定します。
16	実施要領	8 受託候補者の選定等	プレゼンテーション審査はありますか。ある場合、オンラインでの参加は可能ですか。	実施要領「８ 受託候補者の選定等」に記載のとおり、二次審査としてオンラインによるプレゼンテーション審査を予定しています。

17	実施要領	9 契約に関する事項	本業務の委託料について、実績に応じて経費を精算する方式ではなく、契約金額に基づく支払方式という認識でよろしいでしょうか。 また、業務期間中にインフルエンサーへの出演・制作報酬、交通費、宿泊費等の支払いが発生することから、委託料の一部について、業務完了前の概算払や前金払にご対応いただくことは可能でしょうか。	ご認識の通り、支払方法は業務完了後の成果物および実績報告書の検査を経て行う「一括払い」になります。業務完了前の前金払及び概算払には対応いたしません。質問内容の経費につきましては、受託事業者において一時的に立て替えていただく必要があります。
18	実施要領	別紙	企画提案の審査基準（評価項目および各項目の配点・比重）を教えてください。	詳細については実施要領に記載のとおりです。
19	実施要領	別紙	見積金額の評価方法（価格点の算定方法）を教えてください。	詳細については実施要領に記載のとおりです。
20	仕様書	2 業務の目的	これまでのSNS 等を活用した観光プロモーションにおいて、特に課題として認識されている点がございましたらご教示ください。 また、現在、盛岡市が観光情報の発信に活用している公式SNS アカウントや、本業務との連携を想定している媒体がございましたら、併せてご教示ください。	これまで、本市ではインフルエンサーを活用した観光PR事業を実施しておらず、SNSを効果的に活用した観光情報発信が十分に行えていないことが課題となっています。また、観光情報に特化したSNSアカウントは運用しておらず、本事業においても他のSNSアカウントとの連携は現時点では想定していませんが、事業効果の向上につながる有効な連携手法や情報発信手法があれば、積極的な提案をお願いします。
21	仕様書	5 (1)ア 選定条件	招聘するインフルエンサーの対象（国内・海外）や、重点ターゲット市場の指定はありますか。	詳細については仕様書に記載のとおりです。
22	仕様書	5 (1)ア 選定条件	招聘人数、フォロワー数の基準、投稿本数、使用する媒体について指定はありますか。	詳細については仕様書に記載のとおりです。
23	仕様書	5 (1)ア(ｱ) a	インバウンド需要向けの重点ターゲット国として台湾・タイ・韓国が指定されていますが、これら3か国を選定された背景や理由についてご教示ください。	台湾及びタイは盛岡市への来訪者数が多いこと、韓国は日本全体で最大の訪日市場である一方で盛岡市への来訪者数が少なく、今後の伸びしろが期待できることから、重点ターゲットとして設定しています。また、これら３か国については、現地の博覧会や観光展等への参加実績もあります。
24	仕様書	5 (1)ア(ｱ) a	タイ、韓国をターゲットにしている理由についてお伺い可能でしょうか	
25	仕様書	5 (1)ア 選定条件	仕様書に記載の「1者」は、個人1名を指すものでしょうか。夫婦・グループ・YouTubeチャンネル等を1者として起用することも可能でしょうか。	「１者」は個人１名に限定していません。例えば、夫婦やグループなど複数人でアカウントを運営している場合も、１者として起用することが可能です。
26	仕様書	5 (1)ア(ｱ)	重点ターゲット国（台湾、タイ、韓国）および日本国内市場について、想定されている具体的なターゲット属性がございましたらご教示いただけますでしょうか。	特定の年齢層や属性は設定しておりません。本業務の目的である誘客促進及び宿泊需要の創出に最も効果的と考えられるターゲット層を設定し、そのターゲットに適したインフルエンサーを提案してください。
27	仕様書	5 業務の内容	本業務における国内外のターゲットについて、年齢層、家族構成、旅行形態、趣味・関心、生活スタイル等、特に重視している旅行者像はございますでしょうか。	
28	仕様書	2 業務の目的	ターゲットについて、効果的と考えられるものを幅広く検討いたしますが、台湾、タイ、韓国の各市場について、過去のプロモーション等で感じられている具体的な課題や、特に訴求したいターゲット層（例：30代女性、会社員、来訪経験無し等）の想定はございますか。	
29	仕様書	5 (1)ア 選定条件	本事業では、インバウンド市場（タイ・韓国・台湾）および国内市場の双方への情報発信が求められていますが、誘客促進にあたり、どちらの市場をより重視されているか、または同程度の重要度として想定されているかをご教示いただけますでしょうか。	国内市場及び重点ターゲット国市場のいずれも重要と考えており、特定の市場を優先することは想定していません。予算配分を含め、効果的な手法を提案してください。
30	仕様書	5 (1)ア(ｱ)	市場別の重点度・予算配分について 台湾・タイ・韓国・国内の各市場について、特に重点的にPRしたい市場はございますでしょうか。 また、各市場への予算配分について、想定されている割合や目安がございましたら、併せてご教示いただけますと幸いです。	

31	仕様書	5 (1)ア 選定条件	海外向けインフルエンサーの選定にあたり、対象国への発信力を判断する具体的な基準はございますでしょうか。例えば、対象国在住フォロワーの割合や、過去の投稿実績等について、目安がございましたらご教示ください。	特定の基準は設けていません。選定するインフルエンサーが対象国への発信力を有すると判断した理由について、企画提案書で説明してください。
32	仕様書	5 (1)ア 選定条件	インフルエンサーの選定にあたり、知名度の高いタレント等を起用した話題化・ブランディングと、フォロワー数や想定リーチ数を重視した幅広い情報到達では、どちらをより優先されますでしょうか。	いずれか一方を優先するものではありません。本業務の目的である認知度向上、来訪意欲の喚起及び宿泊需要の創出に効果的と考えられる手法を提案してください。
33	仕様書	5 (1)ア 選定条件	海外向けの投稿について、対象国の言語での発信は必須でしょうか。日本語による発信に現地語の字幕・翻訳を付ける形式でも問題ございませんでしょうか。	海外向けの投稿については、対象国の言語による発信を必須とします。なお、日本語による発信に対象国の言語による字幕又は翻訳を付す形式も可能です。
34	仕様書	5 (1)ア(ｳ)	インフルエンサーとしての質は多角的に考えるべきで、チャンネル登録者数やフォロワー数だけで、限定されるべきではないと思いますが、絶対条件としてなのか	仕様書に記載の選定条件は必ず満たしてください。
35	仕様書	5 (1)ア 選定条件	企画提案時点で、インフルエンサー本人または所属事務所から出演の内諾を得ている必要がありますでしょうか。それとも候補者としての提示で問題ございませんでしょうか。	企画提案時点で、インフルエンサー本人又は所属事務所から参加の内諾を得ている必要はありません。ただし、提案にあたっては、実際に起用できる可能性が高い人物を選定してください。受託後に本人の都合等により起用が困難となった場合は、協議の上、同等以上の発信力・訴求力を有する代替候補者を速やかに再提案し、承認を得るものとします。
36	仕様書／実施要領	5 (1)ア 選定条件	企画提案書の提出時点で、候補となるインフルエンサー本人からの参加内諾や日程の仮確保まで必要となりますでしょうか。それとも、選定理由や影響力を示す指標等を含めた候補者の提示で問題ございませんでしょうか。	
37	仕様書	5 (2)ア(ｱ)	盛岡市内の旅行先として特に旅程に入れ込みたいスポットなどはございますでしょうか。	市として必須で紹介を求める観光施設、飲食店、体験コンテンツ、イベント等はありません。冬季観光の魅力発信及び事業目的の達成に効果的な内容を提案してください。なお、契約締結後は必要に応じて情報提供を行います。
38	仕様書	5 (2)ア 旅程の作成	旅程の企画・作成にあたり、盛岡市として優先的に紹介を希望する観光施設、飲食店、体験コンテンツ等はございますでしょうか。また、現地の観光関連事業者との調整に際し、情報提供やご紹介等のご協力をいただくことは可能でしょうか。	
39	仕様書	5 (2)ア 旅程の作成	旅程を作成するにあたり、市側で必須で指定したい観光施設・イベントなどはありますでしょうか？	
40	仕様書	2 業務の目的 5 (2)ア 旅程の作成	冬季観光の魅力発信や「再現性の高い旅行体験」について、市として特に推薦したい具体的なコンテンツ（食、特定の温泉、アクティビティ等）の方向性はございますか。それとも提案者の自由な発想を期待されますか。	市として特定のコンテンツに限定するものではありません。冬季の盛岡の魅力や再訪につながる旅行体験を効果的に発信できる内容について、自由な提案を期待しています。
41	仕様書	5 (2)ア 旅程の作成	企画提案書には旅程スケジュールの記載が求められていますが、提案段階において、訪問予定施設、飲食店、宿泊施設、体験内容及び移動時間等を具体的に記載する必要がございますでしょうか。 あるいは、提案段階では観光テーマや訪問候補地、モデルコース等を示し、契約締結後に発注者及び関係施設等との協議を通じて詳細な旅程を確定する形でも差し支えないでしょうか。	旅程スケジュールについては、提案段階において可能な限り、訪問予定施設、飲食店、宿泊施設及び時間配分等を具体的に提示してください。なお、契約締結後に、提案内容を基に発注者及び関係施設等と協議の上、詳細な旅程を確定することとして差し支えありません。また、提案時点で各施設への受入確認や仮予約等まで行うことは必須ではありません。
42	仕様書	5 (2)ア 旅程の作成	企画提案書に記載する旅程スケジュールについて、訪問予定施設・飲食店・宿泊施設等の具体的な名称や時間配分まで提示する必要がありますでしょうか。また、提案時点で各施設への受入確認や仮予約等まで行う必要がありますでしょうか。	

43	仕様書	5 (2)ア 旅程の作成	盛岡市内を中心とした行程を前提に、企画内容に応じて近隣市町村の観光施設や体験プログラムを組み込むことは可能でしょうか。	原則として、旅程は盛岡市内を対象としてください。盛岡市外の施設等を行程に含める提案については、本事業の目的との関連性を踏まえ個別に協議します。
44	仕様書	4 履行場所 5 (2)ア 旅程の作成	旅程の主目的地と紹介対象が盛岡市内であることを前提に、交通動線上の市外施設や周辺地域の立ち寄りを一部含める提案は可能でしょうか。	
45	仕様書	4 履行場所 5 (2)ア 旅程の作成	履行場所は「盛岡市内」とされていますが、旅程の一部として、盛岡市近隣の市町村にある観光施設や体験を日帰りで訪問し、インフルエンサーの投稿で紹介することは可能でしょうか。可能な場合、旅程全体に占める割合など、留意すべき条件があればご教示ください。なお、宿泊は全て盛岡市内とする想定です。	
46	仕様書	5 (2)イ(ｱ)	標準的な行程は2泊3日程度とされていますが、出演者のスケジュールや企画内容に応じて、1泊2日等への変更は可能でしょうか。	変更は可能です。ただし、滞在期間が短縮される場合であっても、仕様書に定める投稿数の要件は必ず満たすものとします。そのため、企画提案書においては、短縮された期間内での具体的な旅程及び実施スケジュール、並びに要件を確実に履行できる実現可能性を明確に示してください。
47	仕様書	5 (2)イ インフルエンサーとの調整	インフルエンサー3者以上について、全員が同一日程で盛岡市を訪問する必要がありますでしょうか。それとも、各インフルエンサーのスケジュールに応じて、別日程で招聘することも可能でしょうか。	全員が同一日程で盛岡市を訪問する必要はありません。指定期間内であれば、各インフルエンサーのスケジュールに応じて、別日程での招聘も可能とします。
48	仕様書	5 (1)ア(オ) 5 (2)	複数のインフルエンサーを同一日程で招聘することは必須でしょうか。それぞれ異なる日程・行程での招聘も、指定期間内であれば可能でしょうか。	
49	仕様書	5 (1)ア(ｵ)	冬季（令和8 年12 月末～令和9 年2 月上旬）の実施にあたり、積雪や悪天候等による交通機関の乱れで旅程の大幅な変更や直前の延期・中止等が生じた場合、発注者との協議ルールや、発生したキャンセル料等の費用の取扱いについて、基本的な考え方をご教示ください。	降雪や交通障害等の不可抗力により旅程変更又は中止が必要となった場合は、その都度発注者と協議するものとします。キャンセル料等の取扱いについても、内容を確認した上で個別に協議します。
50	仕様書	5 (2)ウ(ｴ)	降雪・交通障害等の不可抗力によって招聘・旅程を変更または中止した場合の追加手配費・キャンセル料について、発注者との協議による取扱いを想定してよろしいでしょうか。	
51	仕様書	5 (1)ア(オ) 5 (1)イ(イ)	企画提案時に提示した候補者が、契約締結後の事情により招聘不能となった場合、仕様書所定の要件を満たす同等以上の代替候補者へ、発注者の承認を得て変更することは可能でしょうか。	可能です。協議の上、同等以上の発信力・訴求力を有する代替候補者を速やかに再提案し、承認を得るものとします。
52	仕様書	5 (2)イ インフルエンサーとの調整	インフルエンサー本人に加え、マネージャーや撮影スタッフ等が同行する場合、それらの交通費・宿泊費等も委託費に含めることは可能でしょうか。また、同行者の人数について具体的な上限はございますでしょうか。	同行者にかかる費用を委託費に含めることが可能です。具体的な上限は提示しませんが、業務遂行上、必要最小限の人数としてください。
53	仕様書	5 (2)イ インフルエンサーとの調整	インフルエンサーに同行するマネージャーや通訳等について、業務遂行上必要な最小限の人数であれば、その渡航費・宿泊費・現地交通費等を委託費に計上する認識でよろしいでしょうか。	
54	仕様書	5 (2)イ インフルエンサーとの調整	同行者（マネージャーや通訳等）の最小限の人数としての同行が認められていますが、当該同行者にかかる交通費、宿泊費、施設利用費、保険料等の経費についても、提案上限額（12,203,000 円）および見積書の積算対象に含めて問題ないでしょうか。	
55	仕様書	5 (2)イ インフルエンサーとの調整	海外市場向けインフルエンサーとの連絡・調整や招聘時のアテンドにおいて、使用言語や通訳の配置に関する指定はございますでしょうか。	使用言語及び通訳配置について、特段の指定はありません。

56	仕様書	5 (2)ウ(ｳ)	訪問先となる飲食店・観光施設等について、発注者側から候補施設・連絡先等の情報提供をいただくことは可能でしょうか。また、候補先の選定からアポイント取得まで、全て受託者側で実施する想定でしょうか。	契約締結後に必要に応じて候補施設等の情報提供は可能です。ただし、候補先の選定やアポイント調整は原則として受託者において実施してください。
57	仕様書	5 (2)ウ 手配内容	本業務の委託上限額12,203,000円（税込）には、インフルエンサーの出演費に加え、国内外の渡航費、交通費、宿泊費、食費、施設利用費、保険料等の旅行関連費用もすべて含まれる認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
58	仕様書	5 (2)ウ 手配内容 7 再委託の制限	インフルエンサーの招聘に伴う航空券・宿泊施設・現地交通等の手配について、旅行会社等への再委託を想定した提案は可能でしょうか。また、旅行手配にあたり、受託者または再委託先に求める資格・登録等の条件がございましたらご教示ください。	再委託を想定した提案は可能です。業務の実施に当たっては、受託者の責任において旅行業法を始めとする関係法令を遵守してください。再委託を行う場合は、仕様書に定める再委託に関する条件に従い、必要な手続を行ってください。
59	仕様書	5 (2)ウ 手配内容 7 再委託の制限	航空券・交通機関・宿泊等の手配について、旅行業登録等を有する旅行会社に一部再委託する体制を想定しています。事前承認を得た場合、応募法人自体に旅行業登録等がなくても提案・受託は可能でしょうか。	旅行業登録等がなくても提案することは可能です。業務の実施に当たっては、受託者の責任において旅行業法を始めとする関係法令を遵守してください。再委託を行う場合は、仕様書に定める再委託に関する条件に従い、必要な手続を行ってください。
60	仕様書	5 (2)エ 事業の実施	仕様書に記載されている「旅程管理を行うことのできる者」について、旅行業務取扱管理者や添乗員等の資格・経験を有する者を想定されていますでしょうか。	「旅程管理を行うことのできる者」について、特定の資格又は経験を有することは必須ではありません。
61	仕様書	5 (3)ア 投稿内容	受託者自身が運営する媒体・SNSアカウントや、自社の編集者・撮影者による発信を業務の一部として提案することは可能ですか。	認められません。仕様書「５(3)ア 投稿内容」に記載のとおり、インフルエンサー本人が保有するSNSアカウントから投稿を行ってください。
62	仕様書	5 (3)ア 投稿内容	本業務の予算内で、インフルエンサーの投稿に対してSNS広告（ブースト配信等）を実施し、よりリーチを拡大させる施策を提案・計上することは可能でしょうか。それともオーガニックな発信のみを対象とすべきでしょうか。	SNS広告を提案することは可能です。広告配信費についても、本業務の委託費の対象経費として計上して差し支えありませんが、具体的な内容について詳細に説明、提案してください。
63	仕様書	5 (3)ア・イ 投稿内容	招聘者本人による通常のSNS 投稿に加えて、制作物を用いた有料SNS 広告の配信を企画提案に含めることは可能でしょうか。その場合、広告配信費を委託費の対象経費として計上できますか。	
64	仕様書	5 (3)イ 投稿数	指定されている各SNSの投稿回数は、すべてのインフルエンサーの投稿数の合計という認識でよろしいでしょうか。1インフルエンサーあたりの目標数値でしょうか。	招聘するすべてのインフルエンサーの投稿数の合計ではありません。 インフルエンサー１者当たり、いずれか１つのSNSで、仕様書に提示した回数以上の情報発信を行っていただきます。
65	仕様書	5 (3)イ 投稿数	ご提案にあたり、最も効果的と考えられる特定のSNSに絞り込んだ選定・提案を行うことは可能でしょうか。あるいは対象となる全媒体（X、Instagram、TikTok、YouTube等）を必ず網羅した提案とする必要がありますでしょうか。	特定のSNSに絞り込んだ選定・提案を行うことは可能です。インフルエンサー毎にメインで使用しているＳＮＳが異なりますので、仕様書に提示しているSNS全てを網羅する必要はありません。

66	仕様書	5 (3)イ 投稿数	(1) 投稿媒体の選定について 各インフルエンサーが最も影響力を有するSNS 媒体を中心に情報発信する形で差し支えないでしょうか。 例えば、Instagram を主な活動媒体とするインフルエンサーについては Instagram で規定の投稿本数を満たせばよく、X、TikTok、YouTube等への投稿は必須ではないという認識でよろしいでしょうか。 (2) 投稿本数の基準について 仕様書に記載されている投稿本数は、インフルエンサー1 者当たりの最低投稿本数でしょうか。それとも、事業全体でX、Instagram、TikTok、YouTube の各媒体に規定されている投稿本数を満たす必要があるのでしょうか。 (3) 具体的な投稿例について 例えば、国内外向けのインフルエンサーを計3 者招聘し、全員がInstagram を主な発信媒体としている場合、各インフルエンサーがInstagram でフィード投稿及びリール投稿を合計3 本以上、事業全体で合計9 本以上投稿すれば、仕様書に定める投稿要件を満たすという認識でよろしいでしょうか。 また、Instagram の投稿3 本について、フィード投稿とリール投稿の内訳に指定はございますでしょうか。リール投稿のみ3 本でも要件を満たすか、併せてご教示ください。	(1) 投稿媒体の選定について 具体例に示していただいたご認識の通りです (2) 投稿本数の基準について インフルエンサー１者当たりの最低投稿本数です。事業全体で仕様書に提示しているSNS媒体全ての投稿本数を満たす必要はありません。 (3) 具体的な投稿例について 具体例に示していただいご認識の通りです。 Instagram の投稿3 本については、フィード投稿とリール投稿の内訳に指定はありません。リール投稿のみの3 本でも要件を満たします。
67	仕様書	5 (3)イ 投稿数	投稿数に関する要件について、例えば1人のインフルエンサーが複数のSNS（例：InstagramとTikTokの両方）で発信し、それぞれの投稿数の要件を満たす形でも問題ないでしょうか。	例として、１者のインフルエンサーのInstagram２回、TikTok１回は要件を満たしません。インフルエンサー１者につき、いずれか１つのSNSにおいて仕様書で定める回数以上の投稿を行っていただきます。
68	仕様書	5 (3)イ 投稿数	「各インフルエンサーのいずれかのSNS において」とある投稿数は、インフルエンサー各人がX・Instagram・TikTok・YouTubeから1媒体以上を選択し、選択媒体の規定回数を満たせばよいという理解でよろしいでしょうか。複数媒体への投稿は必須でしょうか。	ご認識のとおりです。複数媒体への投稿は必須ではありません。
69	仕様書	5 (3)イ(イ)Instagram	「フィード投稿及びリール投稿 3 本以上」は、フィードとリールの合計で3本以上なのか、それぞれ3 本以上なのかをご教示ください。また、同一動画を複数媒体で投稿する場合、各媒体の投稿実績として計上できますか。	「フィード投稿及びリール投稿 3 本以上」は、フィードとリールの合計で3本以上です。また、同一動画を複数媒体で投稿する場合、各媒体の投稿実績として計上できます。
70	仕様書	5 (3)イ 投稿数	投稿本数について、「各インフルエンサーのいずれかのSNSにおいて」とありますが、例えばInstagramを主媒体とするインフルエンサーの場合、Instagramでフィード及びリール計3本以上を実施すれば仕様を満たすとの理解でよいでしょうか。また、複数SNSを組み合わせて投稿する場合の投稿本数の考え方についてご教示ください。	ご認識のとおりです。Instagramを主な発信媒体とする場合は、フィード投稿及びリール投稿の合計が３本以上であれば要件を満たします。複数のSNSを組み合わせる場合であっても、いずれか１つのSNSにおいて仕様書で定める投稿回数以上の情報発信を行っていただきます。

71	仕様書	5 (3)イ 投稿数	投稿SNSについて、効果的と考えられる場合、Facebookも提案内容に含めることは可能でしょうか。	仕様書に記載以外のSNSについても提案内容に含めることが可能です。 YouTubeのような動画共有サービス以外のSNSの投稿数は３回以上を目安に提案してください。
72	仕様書	5 (3)イ 投稿数	SNSは「X、Instagram、TikTok、YouTube等」とされ、記載以外のSNSの投稿回数は「別途、発注者から提示する」とされています。海外向けの発信で、記載以外のSNS（Facebook、Threads、NAVER Blogなど）を主な発信媒体とする場合、提案段階ではどの程度の投稿回数を目安とすればよいか、ご教示ください。	
73	仕様書	5 (3)イ 投稿数 5 (3)ウ 投稿期間	YouTube「通常動画」は縦型のショート動画ではなく、横型の長尺動画の認識でよろしいでしょうか。その場合、旅行終了後14日以内の投稿完了に間に合わない可能性がございます。長尺動画については、例えば12月旅行終了後、1月末までに投稿するなど、猶予をいただくご提案は可能でしょうか。	YouTube「通常動画」はご認識のとおり横型の長尺動画を想定しています。 本事業は、今年度の冬季観光への効果にも期待しているため、旅行終了後できるだけ早い投稿をしていただくために、旅行終了後14日以内の投稿完了は必須要件になります。
74	仕様書	5 (3)ウ 投稿期間	投稿スケジュールについて 仕様書では「旅行終了後14日以内に全ての投稿を完了すること」とありますが、この期日は必須でしょうか？それとも業務完了日までに投稿が完了すればよいのでしょうか。特にYouTube動画については、編集・確認・修正に一定の期間を要することが想定されるため、ご教示いただけますでしょうか。	
75	仕様書	5 (3)ウ	インフルエンサーに投稿してもらう内容の事前確認は必要でしょうか。必要な場合、確認対象、翻訳の要否、確認に要する日数をご教示いただけますと幸いです。	投稿内容について事前確認をお願いする場合があります。確認対象や確認方法については契約締結後に協議の上決定します。
76	仕様書	２業務の目的 5 (4) 効果検証	本事業のSNS投稿を通じて、特に重視される成果指標はございますでしょうか。例えば、盛岡市の認知度向上、観光地への興味・関心の喚起、旅行検討・宿泊需要の創出、実際の来訪促進など、優先される成果がございましたらご教示ください。	仕様書「２業務の目的」のとおり、来訪動機及び宿泊需要の創出を重視しています。特に、盛岡市内での宿泊を伴う旅行者の増加につながる情報発信を期待しています。
77	仕様書	5 (4) 効果検証	効果検証に必要なインサイトデータについて、各投稿の公開後、一定期間が経過した時点の数値を取得することを想定しておりますが、発注者として指定する集計時期や計測期間はございますでしょうか。 また、各SNS の仕様により取得できない数値については、取得可能な範囲で報告する形で差し支えないでしょうか。	集計期間及び計測期間は指定しませんが、業務委託期間内に作成する事業報告書において、可能な限りのデータを取得し報告してください。 なお、各SNSの仕様により取得できない数値については、取得可能な範囲で報告して差し支えありません。
78	仕様書	5 (4) 効果検証	本事業において、SNS投稿による合計リーチ数や再生数等について、発注者様として想定されている目標値や最低基準はございますでしょうか。	発注者として具体的な目標値や最低基準は設定していません。選定するインフルエンサーや市場特性等を踏まえ、実現可能かつ効果的な目標値を提案してください。
79	仕様書	5 (4)ア	想定リーチ数・目標値について 仕様書には「提案時に想定リーチ数等の目標値を提示すること」とありますが、各市場における想定リーチ数や再生回数について、発注者側で想定されている目標値の目安があれば、ご教示いただけますでしょうか。	
80	仕様書	5 (4)ウ	Instagramの仕様上、ストーリーや広告のタップ数は計測できますがフィード投稿は計測できません。仮にフィード投稿のみで展開した場合は計測不可のため報告できないが問題ないでしょうか。	各SNS の仕様により取得できない数値については、取得可能な範囲で報告する形で問題ありません。
81	仕様書	7 再委託の制限	業務の一部を再委託（海外の事業者を含む）することは可能ですか。	可能です。ただし、仕様書「7 再委託等の制限」に定める条件に従い、事前に発注者の承認を受けてください。

82	仕様書	8 著作権の取り扱い	インフルエンサーが制作した投稿等の著作物について、市及び実行委員会による観光プロモーション目的での利用が想定されていますが、具体的な利用目的、利用媒体及び利用期間についてご教示ください。	市及び当実行委員会において、観光プロモーションを目的として、市ホームページ、作成するガイドブック、観光マップおよびチラシ、展示会・商談会等での活用を想定しています。 利用期間は無期限を想定していますが、提案段階で利用媒体や利用期間に制限がある場合はその条件を提案書に明記し、それに伴う費用（延長時のオプション費用等）を見積書に計上してください。 二次利用の際に発注者が編集を行う場合は、その内容について協議の上、取り決めることとします。なお、著作権の譲渡を求めるものではありませんが、観光プロモーション目的で利用できるよう必要な利用許諾を得てください。
83	仕様書	8 著作権の取り扱い	投稿された写真・動画について、盛岡市および実行委員会による二次利用の想定範囲（使用媒体・期間・広告利用の有無）をご教示いただけますでしょうか。	
84	仕様書	8 著作権の取り扱い	仕様書に記載されている、市及びもりおか観光プロモーション実行委員会による投稿コンテンツの利用について、現時点で想定されている使用媒体、使用期間、広告配信への活用等の範囲がございましたらご教示ください。	
85	仕様書	8 著作権の取り扱い	インフルエンサーの投稿等の二次利用について、市が想定している具体的な「利用期間（例：1年間、無期限など）」および「利用媒体（市HP、紙媒体、WEB広告など）」はございますか。	
86	仕様書	8 著作権の取り扱い	協議や取り決めを交わしたうえで、市及びもりおか観光プロモーション実行委員会が観光プロモーション目的で著作物を利用できるとありますが、この利用に関して、利用期間の制限（例：令和9 年度限り、無期限など）や、利用媒体（WEB、SNS、パンフレット等）の範囲に、現時点で具体的な制限・想定はございますでしょうか。	
87	仕様書	8 著作権の取り扱い	発注者による投稿・写真・映像の観光PR 目的の利用について、想定する利用期間、利用媒体、広告配信への転用、編集・加工の可否をご教示ください。利用許諾を前提とし、著作権自体の譲渡は不要との理解でよろしいでしょうか。	
88	仕様書	8 著作権の取り扱い	インフルエンサーが制作した投稿・動画等の二次利用について、盛岡市及びもりおか観光プロモーション実行委員会が利用可能な媒体・期間・用途の想定があればご教示ください。	